

会議記録（1）

会議名称	令和3年度北本市指定管理候補者選定委員会
開会及び 閉会日時	令和3年10月26日（火） 午後1時30分から午後5時05分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	委員長：吉野一
出席 委員(者) 氏名	大塚美津子、土屋雄一、南雲俊雄、深見勝彦、若山清和、吉野一、新井信弘、大竹達也、中村稔
欠席 委員(者) 氏名	田中正昭
説明者の 職 氏 名	障がい福祉課長：吉見昭 障がい福祉課給付担当主幹：河田美穂 障がい福祉課給付担当主事：山内智亮 障害児学童保育室指定管理申請者：特定非営利活動法人すきっぷ 都市計画政策課長：清水孝良 都市計画政策課公園担当主幹：菅悟志 都市計画政策課公園担当主任：宮内佑介 都市公園指定管理申請者：株式会社矢口造園 生涯学習課長：柳井志道 生涯学習課生涯学習担当主幹：藤原雅臣 地区公民館等指定管理申請者：一般社団法人北本市コミュニティ協議会
事務局職 員職氏名	総務課長：加藤浩 総務課資産管理担当主任：福岡祐希
会 議 次 第	1 開会 2 議事 (1) 審査、選定の方法について (2) 障害児学童保育室の審査について (3) 都市公園の審査について (4) 地区公民館等の審査について 3 その他 4 閉会
配布資料	次第 北本市指定管理候補者選定委員会設置要綱 北本市指定管理候補者選定委員会名簿 スケジュール 指定管理候補者選定資料

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>1 開会</p> <p>2 議事 議事(1) 「審査、選定の方法について」事務局から説明を求める。</p> <p>—審査、選定の方法について説明—</p>
議長	<p>説明に対して、何か質問はあるか。</p> <p>—特になし—</p>
議長	<p>事務局の説明のとおり、申請者が1者であることから、点数ではなく、総合的に評価して指定管理候補者を決定する。</p> <p>—委員一同、了承—</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明どおりに選定する。つづいて、議事(2)「障害児学童保育室の審査について」を始める。</p> <p>—障がい福祉課 入室—</p>
議長	<p>所管課から、施設の概要等説明を求める。</p> <p>—障がい福祉課より施設の概要等を説明—</p>
議長	以上の説明について、質問はあるか。
委員	旧栄小を利用するにあたり借地料を取っているのか。
障がい福祉課	取っていない。
委員	公募するにあたり、仕様書を変更したところはあるか。
障がい福祉課	北本市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに沿って見直しを行い、指定管理料の精算項目や監査に対する対応の項目等の記述を追加した。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員 障がい福祉課	<p>管理に関する項目の変更はあるか。</p> <p>従前のとおりである。</p>
委員 障がい福祉課	<p>事業計画書には、平成29年からしか記載がないが、その前から指定管理を受託していたのか。</p> <p>事業計画書には平成29年4月1日からの指定管理期間しか記載していないが、これより前から当該施設の指定管理業務を受託している。</p>
委員 障がい福祉課	<p>事業計画書では利用料が下がっているが、利用者は減少傾向か。</p> <p>令和2年度は、定員20名に対し、登録者は20名である。</p>
委員 障がい福祉課	<p>かつてはボランティアを中心とした運営だったと思うが、ボランティアの手伝いは現在行っていないのか。</p> <p>現状働いているのは職員である。コロナ禍で減少傾向だが、地元の方からの手伝いを受けたり、交流を行ったりしている。</p>
議長	<p>それでは、申請者からプレゼンテーションを求める。</p> <p style="text-align: center;">—申請者入室—</p>
議長	<p>申請者である特定非営利活動法人すきっぷより説明を求める。</p> <p style="text-align: center;">—申請者よりプレゼンテーション—</p>
議長 委員	<p>以上の説明について、質問はあるか。</p> <p>障がいの程度によって利用制限はあるか。また、利用者が</p>

発言者	発言内容・決定事項
申請者	<p>卒業した場合、新しい方への募集は行っているのか。</p>
申請者	<p>障がいの程度による利用制限はない。ただし、放課後等ディサービスは、規定上胃ろう等の医療行為が必要な方を対応する場合に看護師が必置だが、看護師は置く予定がないことから断っている。利用者と面談してからのお断りはしていない。なお、他市からの利用はお断りしている。</p> <p>高校3年生までの間に、自分の意思で施設を移る方はいるが、指定管理者側から受入れできなくなったと言うことはない。</p> <p>年齢幅が広いが、施設は空き教室2つ分のため、広さが十分であることから、学年毎に活動を分けるなど工夫できるので、保育上の問題ないと思われる。</p>
委員	<p>施設の安全面について、日常点検はどのように行っているのか。</p>
申請者	<p>日常点検は、掃除等の際に毎日行っている。ただし、経年劣化によるものは、昨年度は市でエアコンを交換してもらう等の対応をしている。また、たたみを指定管理者の負担で交換した。市の担当課と相談しながら、修繕や維持管理に努めている。</p>
委員	<p>危機管理において、トラブル発生時には迅速な対応が必要だと思うが、連絡網はあるか。</p>
申請者	<p>連絡は父母とスタッフへメールで一斉送信する形の連絡網がある。その際に、既読の確認のため、メールの返信もお願いしている。</p>
委員	<p>新型コロナウイルス感染症に係る対応はどうか。</p>
申請者	<p>新型コロナウイルスで休校、学級閉鎖、利用者に濃厚接触者がでたという3パターンあった。休校は預かり、利用者のクラスが学級閉鎖の時は利用をお断りし、利用者が学校から濃厚接触者に該当するから休んで欲しいという場合も利用をお断りした。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	実際にはこれら全て起きたのか。
申請者	全て起きた事例である。
委員	仕様は変更ないと担当課から聞いたが、指定管理料がこれまでの200万円から260万円と増額している。指定管理料が増えた要因は何か。
申請者	<p>令和3年度の報酬改定で報酬単価が下がり、同じ条件で保育をしても300万円程度の減収を見込んでいる。現在半年過ぎたが、1か月あたり20万円弱減収している。</p> <p>この対応として、1つは利用の促進を考えている。もう1つが人件費で努力することである。ただし、利用人数は毎日前後することもあり、努力したとしても110万円くらい不足すると試算される。この金額について、半分程度は市から援助していただきたく、今回の増額となった。</p>
委員	利用料が下がっているようにみえるが、これは報酬改定が影響か。
申請者	利用料は一家庭あたりの上限が決まっている。保護者からの利用料ではなく、国から支給される給付金が下がる。
障がい福祉課	事業計画書に記載されている利用料等は利用者から頂く利用料と国から支給される報酬の合算である。
委員	報酬改定で定員20名規模の施設のほうが、10名規模の施設より影響が大きいというが、施設の運営として10名規模の施設として運営していくことはできないのか。
申請者	<p>北本市内には5カ所の放課後等デイサービスの事業所があり、障害児学童保育室以外は全て定員10名の施設である。報酬単価は定員20名の施設と比べると、定員10名の施設ではあまり減額されない。</p> <p>定員10名にすれば、報酬単価は上がる。しかし、定員20名を定員10名の半分に分けたとすると、今の内容の保育</p>

発言者	発言内容・決定事項
	はできないし、またトイレ等もそれぞれ設置しないと放課後等デイサービスの基準を満たさない状況で、整える時間が必要になってしまう。このため、定員を変更するのは妥当ではないと思う。
委員	<p>職員体制がパート7名ということだが、パート職員より正職員が多いほうがよい形だと思う。パートばかりだと頼りない。継続性を考えると、正職員を多くし、パート職員は補助的にすべきであると思う。サービスの向上を考えると今の体制では限界があると思う。報酬を考えると定員を分けることも市と検討していく必要があると思う。</p> <p>指定管理料260万円で、この職員体制は利用者からすると、寂しい気がする。もう少し職員が育つ体制を考えたほうがよいと思う。もちろん、NPOの事情もあると思うが、将来的にはどういう展望か。</p>
申請者	<p>常勤が少ないので、長期休暇中は1日だが、学校がある日は15時30分から17時30分しか保育にあたる時間がないからである。常勤だと10時から15時まで仕事を確保する必要がある。当初はアルバイトやボランティアを多くする体制で行ってきた。これは常勤職員を雇うとパート2~3名減ってしまうためである。当初常勤1名だったが、3名まで増やしてきたところである。</p> <p>市との話し合いの中で、今後の展望を検討している。今後も再度報酬改定があると、努力では成り立たない可能性がある。現状の報告をしつつ、今後について市へ相談しながら、検討している。</p>
委員	事故等の事例はあるか。また、実際に対処した事例はどうか。
申請者	大きな事故はないが、利用者が保育中に物を壊したり、他の利用者に手を出していざこざを起こすことは毎日ある。このため、スタッフ間でやりとりし、事故がないよう努力している。今後も同様の対応を続けていきたい。
委員	情緒面で不安のある利用者はトラブルもあると思う。対処

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
申請者	方針はどうか。
委員	まずは、安全安心を担保することに努めている。情緒不安定な利用者の場合、物を投げたりしている利用者を止めるのではなく、周りの利用者の安全を確保させるようにしている。
申請者	それは、正職員だけでなく、パート職員も共有できているのか。
委員	共有できている。むしろ非常勤職員のほうが勤務年数は長いので、より注意している。非常勤職員の助言を頂きつつ、適切に対応をしている。
申請者	利用者が学校を卒業した後、社会に出る際の連携はどうか。
議長	卒業が近づくと不安定になる利用者はいる。そうすると、利用者だけでなく、親もつらい。親のフォローをしつつ、学校の様子を聞きつつ対応している。
議長	以上で、プレゼンテーションを終わりにする。
	－障がい福祉課・申請者退室－
議長	特定非営利活動法人すきっぷを障害児学童保育室の指定管理候補者としてよいか。よい場合挙手を願いたい。
議長	－挙手全員－
議長	それでは特定非営利活動法人すきっぷを障害児学童保育室の指定管理候補者とする。ここで休憩とする。
議長	－休憩－
	議事を再開する。議事(3)「都市公園の審査について」を始める。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p style="text-align: center;">—都市計画政策課 入室—</p>
議長	<p>所管課から、施設の概要等説明を求める。</p>
	<p style="text-align: center;">—都市計画政策課より施設の概要等を説明—</p>
議長	<p>以上の説明について、質問はあるか。</p>
委員	<p>公園の数が前回から変わっていると思うが、どうか。</p>
都市計画政策課	<p>これまで 89箇所であったが、開発で市に譲渡された公園が 6箇所増え、合計で 95箇所となっている。</p>
委員	<p>公園の管理面積が減少しているが、なぜか。</p>
都市計画政策課	<p>宮内緑地公園について、借地公園であったが、地権者からの申し出で解除依頼があり、それにより面積が一部減少したためである。</p>
委員	<p>事業計画書（2）に「子供公園の高木の剪定はもとよりその他公園でも、植栽及び施設の大幅な見直し、設備のリフレッシュを行う必要があります。」と記載がある。 公園が整備後 30 年経過し、時代に即した公園が必要だと思うが、市としての公園の見直しや施策はどうか。</p>
都市計画政策課	<p>雑木林は萌芽更新を目指し、一定期間である程度の間伐を行っている。中央緑地以外の公園も萌芽更新を行っていく方向性は同じである。実際、子供公園も開園後数十年経過し、公園管理事務所の裏手側は高木となっている。それについても場所的に手をつけられない状況であることから、間伐を行い、萌芽更新を行えるよう考えている。</p>
委員	<p>公園全体として見たときに必ずしも萌芽更新を目指すことだけではなく、指定管理者から提案された伐採等も検討して欲しい。公園をどのようにするのか仕様書等で市から指定管理者に示されていると思う。公園をどう再生していくのか。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
都市計画政策課 委員	かなり古い高木もあり、伐採や萌芽更新等して安全に維持管理していきたいと思う。詳細はまだ検討している。
議長	指定管理者から抜本的な取り組みが必要だと提案されている。今後その政策を検討して欲しい。
委員	指定管理者頼みにせず、市としての自主的な施策をたてて欲しい。
都市計画政策課 委員	指定管理料が割高に感じるが、その状況と要因は何か。 今期の指定期間である平成29年度から令和2年度までの決算平均が1億5,923万円で、今回提案された令和4年度から令和8年度までの歳出平均が1億8,427万円で、比較すると1年で約2,500万円増えている。主な要因は人件費の臨時職員が1,000万円、管理植栽費が1,000万円である。
都市計画政策課 委員	市として財政状況が厳しい中で、指定管理料が増加したまま、協定書を締結するのか。
都市計画政策課 委員	北本市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに沿って作成した募集要項の7ページにその他として、「(3) 応募時に提案された内容は、原則としてそのまま実施することとしますが、選定委員会等で意見が付された事項や市の施策、財政状況等による変更については、協定締結の際に改めて協議する場合があります。」と記載している。それに従って、候補者を決定した後に指定管理料については、協議を進める。
都市計画政策課 委員	経費節減の方向で協議して欲しい。 はい。
委員	今回申請者から熱中症対策で早朝開園の提案がでているが、仕様書では午前8時開園と記載している。これについて

発言者	発言内容・決定事項
都市計画政策課	<p>どう考えるか。</p> <p>条例等で開園時間が定められているものなので、提案を受け、今後担当課として検討する。</p>
委員	<p>申請者としては、早朝開園の対応に多少経費を見込むと思う。具体的にどのように考えられるのか。</p>
都市計画政策課	<p>条例を改正して4月1日施行にさせるとすると、3月議会で議決を頂くスケジュールである。</p>
委員	<p>整合性を図って欲しい。</p>
議長	<p>意見を踏まえ、調整するようして欲しい。 それでは、申請者からプレゼンテーションを求める。</p>
議長	<p>ー申請者入室ー</p> <p>申請者である株式会社矢口造園より説明を求める。</p>
議長	<p>ー申請者よりプレゼンテーションー</p> <p>以上の説明について、質問はあるか。</p>
委員	<p>指定管理料が増額した要因は何か。事業計画書9ページに大幅な見直しやリフレッシュが必要という主旨の記述があるが、具体的に公園の維持管理やあり方をどのように考えるか。併せて、そのコストをどのように考えるか。</p>
申請者	<p>コストは前期と比べ、大幅に増額している。その要因としては、前回が安すぎた。前期は競争相手もおり5年間金額据え置きで頑張ったが、厳しかった。金額についてもパートタイマーの労働時間が約4万5,000時間だが、この5年間で最低賃金が845円から945円に上昇した。単純に最低賃金が10円上昇すると、45万円人件費が膨らむ。前期5年据え置きで大変苦しかったので、それで今回の金額を設定</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>した。</p> <p>植栽管理については、子供公園の危険木の剪定が特記仕様書に記載されていたので、その分700万円を見込んでいる。また、リニューアルに関する費用を1,800万円見込む。前回は巨木等の費用を見込んで来なかつたが、今回その費用を見込んでいる。</p> <p>公園のリニューアルについては、住民から木が大きくて怖いといった声もある。これから公園は、安心安全な緑、つまり手が行き届いた、万が一何かあっても対応できるものが好まれる。今後も対応できるよう努めたい。</p>
申請者	<p>公園の利活用についてだが、オープンスペースの利活用を検討している。具体的には出店やWi-Fiの設置も検討している。今後5年で最も進むと考えている。</p>
委員	<p>感想だが、指定管理者制度を導入して、公園はよくなっているように思う。利用者も増えているように感じる。提案は素晴らしいと思う。今後もよくやってもらい、市も魅力ある北本市となるよう将来構想を考え、施策につなげるように欲しい。</p>
委員	<p>申請者の決算書について、都市公園の指定管理の人事費は製造原価報告書のどの部分に対応しているか。</p>
申請者	<p>製造原価報告書の公園人件費はそのまま都市公園の指定管理のパートタイマー職員の人件費である。公園事業費も指定管理の事業費である。社員の給料は公園人件費とは別に労務費に含まれている。</p>
委員	<p>損益計算書の公園管理事務所収益は指定管理料か。</p>
申請者	<p>指定管理料の他、指定管理に関連する売店収益、利用料等含んだものである。</p>
委員	<p>指定管理に係る収益は年間約1億5,000万円である。申請者の売上高は約3億6,000万円だと思うが、指定管理の比重が約40%程度ある。企業構造についてはどう考え</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
申請者	るか。
委員	年によって、変動がある。この前期の収益は約3億8,000万円で、指定管理の比重は30%後半である。この事業で約50名を雇っており、会社としても命運をかけた一大事業である。
委員	覚悟はわかるが、コストについては節減をしていきつつ、多大な赤字を出さないようにして欲しい。
申請者	プレゼンテーションが大変わかりやすかった。緑のオープンスペースがあることは、北本市にとってかけがえのない財産である。それを安全に守ることは大切である。今SDGsが言われているが、これに対して事業計画書に記述はあるか。
委員	SDGsについては誰一人置いていかない、つまり誰も拒まないことである。安全であり、さらに見た目等で判断せず聞く耳を持たないといけないというスタンスで柔軟に対処していくつもりである。
申請者	平成29年度から利用料収入が増加しているが、令和2、3年度はコロナウイルス感染症の影響だと思うが、減少している。収支計画書では利用料が平成30年度並みだが、令和元年度くらい見込まないのか。
委員	
申請者	
議長	利用料の設定が弱めなのは、1つは夏場に利用者が激減していることである。もう1つは野球場のスコアボードが故障しており、公式戦の設定が難しいことから、強気の金額設定が難しい。
北本市の公園は大変よくなつた。しかし、指定管理料は税金であることから、担当課と十分に協議して欲しい。	
以上で、プレゼンテーションを終わりにする。	
一都市計画政策課・申請者退室一	

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>それでは、株式会社矢口造園を都市公園の指定管理候補者としてよいか。よい場合挙手を願いたい。</p> <p style="text-align: center;">－挙手全員－</p>
議長	<p>それでは株式会社矢口造園を都市公園の指定管理候補者とする。</p> <p>議事(4)「地区公民館等の審査について」を始める。</p> <p style="text-align: center;">－生涯学習課 入室－</p>
議長	<p>所管課から、施設の概要等説明を求める。</p> <p style="text-align: center;">－生涯学習課より施設の概要等を説明－</p>
議長	<p>指定期間は最初3年、現在の5年で、次期は3年としている。これは北本市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインの見直しを受けて、3年にできるよう見直した。また、現在の指定期間中に余った約2,200万円は返還する協議が整っている。</p> <p>それらを踏まえ、改めて整理した上で新たな募集を行ったところである。以上の説明について、質問はあるか。</p>
委員	<p>仕様書について、指定期間が5年から3年となったこと、公共施設の適正配置計画による施設の廃止に関する記述の追加という変更以外に、業務内容について変更あるか。</p>
生涯学習課	<p>基本的には同じである。</p>
委員	<p>公民館の利用促進について、利用者数の増減だけでなく、施設の稼働率を把握して、それを踏まえ考える必要があると思う。類型別の稼働率のデータを欲しい。</p> <p>平成7年に文科省から通知された民間営利社会教育事業者の利用申請についての対応はどうか。</p> <p>仕様書に、例えば南部公民館の体育館だが、清掃業務仕様書に体育館は床面水拭きワックス塗布と記述がある。これについては、平成29年の国の通知に水拭き禁止と表記されて</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
生涯学習課	おり、その内容に沿わない記述である。これについてどうか。
生涯学習課	<p>稼働率は非体育施設が約35%、体育施設は使用方法によるが、100%を超えている。</p> <p>民間営利社会教育事業者の利用については、社会教育の内容に促せば利用可能である。</p> <p>清掃業務は平成29年に国の通知があったが、それを仕様書に誤って記載した。平成29年の通知に基づき、新たな指定管理者と協議し、適正に対応する。</p>
議長	今の仕様書には誤ったものが記載されているのか。
生涯学習課	はい。
議長	訂正して欲しい。
生涯学習課	3点ほど訂正する。まず、南部公民館の清掃業務仕様書「床面水拭きワックス塗布（体育館）1回535.28m ² 」を削除する。西部公民館の清掃業務仕様書「1階・2階通路、階段、各部屋、体育室のワックス塗布」のうち「体育室」を削除する。そして、学習センターの清掃業務仕様書「2階・3階通路、階段、各部屋、アリーナのワックス塗布」のうち、「アリーナ」を削除する。
議長	このことについて、申請者は了解済みか。
生涯学習課	了解済みである。申請者はすでに国の通知を確認済みであり、それに沿った対応をしている。
委員	南部公民館の仕様書で、体育室の日常清掃について「必要に応じてモップをかける」という記述があるが、モップというと乾いたのではなく、濡れたものをイメージするので、表記を検討したほうがよい。床面の清掃もどういう清掃をするのか国の協議会のマニュアルを参考に訂正して欲しい。これらは危険な事例もある。数年間何度も言ってきたにも関わらず、改善されない。大切な仕様書を漠然と書かれているのは

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>いけないことである。</p> <p>また、公民館の稼働率のデータを知らせして欲しい。</p> <p>民間営利社会教育事業者の利用について、一昨年前の指定管理者が民間営利社会教育事業者の利用はできないと明言した。それはおそらく市で作成する貸館の判断基準に基づいての発言だと思うが、判断基準についてどのように改善しているか。</p>
生涯学習課	<p>貸館の判断基準は平成29年に見直しを行っている。それより以前から平成7年の文科省からの通知を盛り込み、それに準じた対応をしている。</p>
委員	<p>そしたら、行き違いがあったのかもしれないが、指定管理の代表者が明確に民間営利社会教育事業者は利用できないと言っている。現在、公民館の運営は岐路に立たされている。中央教育審議会や文科省で地域の自主性を図る提言が書かれている。前回の評価委員会のときにも同様の発言をしてそれに対して措置状況を確認しましたで、確認しましたではなく、それに対してどう対応したのか報告を求めているのに報告がない。文科省は公民館がジリ貧という危機意識の中で、当市にもそれに対しての対応を期待している。</p>
委員	<p>事業計画書（3）の收支計画書に公租公課に法人税、消費税とあるが、法人税はかかるのか。また、税理士にお願いしていると思うがそのあたりはどうか。</p>
生涯学習課	<p>申請者であるコミュニティ協議会としては法人税が発生する。</p>
議長	<p>法人税については、申請者の方が詳しいので、申請者から説明を求める。</p> <p>委員から本日は選定委員会だが、評価委員会で指摘されている内容について意見があった。きちんと対応して欲しい。また意見のあったデータについても必ず対応して欲しい。</p> <p>それでは、申請者からプレゼンテーションを求める。</p>

－申請者入室－

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>申請者である一般社団法人北本市コミュニティ協議会より説明を求める。</p> <p>—申請者よりプレゼンテーション—</p>
議長	<p>まず、委員から質疑のあった法人税、消費税、顧問料について説明されたい。</p>
申請者	<p>一般社団法人のため国税、県民税、市民税と課税対象である。このうち、国税と市民税は減免されているが、県民税のみ減免規定がないので、減免されず納付している。消費税は税理士に計算してもらい、令和2年度は916万1,400円を納付している。顧問料は社労士事務所に職員の福利厚生関係の手続きをお願いしているのでその部分と、先ほど申し述べた税理士にお願いしている部分である。</p>
委員	<p>先ほど余剰金の返還の話があったが、法人税がかかる団体の場合、余剰金の税金の取扱はどうなるのか。</p>
申請者	<p>詳細な仕組みはわからないが、税理士に減免申請をもらっている。国税の法人税は非課税で、県税も収益に対する税と法人の存在に対する税と2種類あり、法人の存在に対する税はかかっているが、収益に対する税はかかっていない。</p>
委員	<p>収支計画書について、公民館毎に分かるようになっているとよい。</p> <p>また、事業計画書に顧問料のところに530万円と多いので、内訳が分かるようにして欲しい。1億6,000万円という金額が市から入るので、使途を分かりやすいものにして欲しい。</p>
申請者	<p>事業計画書が大枠しかないので、様式を示していただければ、詳細な数字を示すことはできる。令和2年度の事業報告書が添付されているが、予算と決算があるだけで、各公民館毎の決算書は作成していない。指摘を踏まえ、今後検討していきたい。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	<p>一部に体育施設があるが、体育施設管理士資格を有する人はいるのか。</p> <p>スマホ講座を行うということだが、いいことだと思う。その際、どういう形で講師の選定等を考えたのか。</p> <p>また、民間営利社会教育事業者からの利用申請がされたときの対応はどうか。</p>
申請者	<p>体育施設管理士の資格を所持している者はいない。</p> <p>スマホ講座については、生涯学習課に総務省からスマホ講座といった働きかけをしないかという通知があり、誰に講師を頼むか迷っていた。そのときにソフトバンクが社会貢献で公民館に店舗から講師を派遣してくれるということとなつた。今調整しているのはスマホを触ったことない高齢者に対して考えている。来年度2つの公民館で試しに行なうことを検討している。それを見て今後検討したい。</p> <p>民間営利社会教育事業者については、ちょっと分からないので、お答えできない。</p>
委員	<p>体育施設管理士については、委託する際に資格を有する者がいるか確認するようにと文科省から通知がある。それを知っているのか。</p> <p>確認していないと委託する資格がないことである。</p> <p>ソフトバンクの件はよいことだと思う。ただ、民間営利社会教育事業者については、市外の複数事業者に平等に声をかけて実施したほうが簡単である。そういう観点から民間営利社会教育事業者については生涯学習課が利用促進を促して欲しい。どの貸館の判断基準で利用を認めたか教えて欲しい。</p>
生涯学習課	<p>委員の言うとおり、平成29年5月の文科省の通知の中で、維持管理を外部委託する際に、受託者に体育施設管理士がいることを条件とするなど維持管理の質を保つよう記載されている。ただし、体育施設管理士がいることが絶対条件ではなく、資格を持っていなくても不適切にはならないと考える。</p>
委員	<p>通知文は条件とするなどと記載があることから、条件とす</p>

発言者	発言内容・決定事項
申請者	<p>るのは必須だと思う。事業者に対して生涯学習課はまず資格があるか確認すべきである。</p> <p>民間営利社会教育事業者の判断基準はどうか。</p>
委員	<p>ソフトバンクを選んだことか。ソフトバンクが営業にきて、その会社の営業利益にしないということでお願いした。昨年ドコモにもお願いしたが、断られた。</p>
議長	<p>基本的なところがおかしい。営利をしないことを確約したから選んだと言ったが、国の通知は営利の利用を認めると記述されている。営利目的としないというのはおかしい。IT業者に活躍の場を与え、公民館の利用を促せば、公民館に対する集客は高まると思う。そういう観点から考えて欲しい。国の通知等にも危機感を持って対処方法が示されているので、所管課も指定管理者もよく確認して欲しい。</p>
委員	<p>所管課で十分検討して、通知も理解して、事業者とも協議して、善処できるものは対応して欲しい。</p>
申請者	<p>Wi-Fiは使える環境になっているのか。</p>
委員	<p>現在はない。</p>
委員	<p>コア層となりうる人が使いにくい。公民館もWi-Fiを立ち上げたりすることで利用が広がると思う。余剰金もそういったことに使えば広がると思う。</p> <p>公民館では幼稚園の制服展示は営利目的で断られる。東京では一部貸してくれるところはあるが、埼玉はそういったところがほとんどない。先駆けて、北本の公民館は貸出すようにすればよいものになると思う。</p> <p>そもそも委託業者は余剰金を返すようなところで、それをWi-Fiの設置に充てるとかするべきである。やる気を活用させる仕組みになっていないと思う。そこを検討して欲しい。</p>
委員	<p>全国的に民間営利事業は利用できないと思っている。しかし、条文を見ると、公民館は営利事業を行ってはならない</p>

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>し、宗教行為に貸してはならないとある。公民館は営利事業者になってはいけないと書いてあるものなのに誤解がある。それを踏まえ所管課は対応して欲しい。</p>
議長	<p>以上で、プレゼンテーションを終わりにする。 —生涯学習課・申請者退室—</p>
議長	<p>一般社団法人北本市コミュニティ協議会を地区公民館等の指定管理候補者としてよいか。よい場合举手を願いたい。</p>
議長	<p>—举手全員—</p> <p>それでは一般社団法人北本市コミュニティ協議会を地区公民館等の指定管理候補者とする。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で議事を終了する。以後の進行は、事務局にお願いする。</p> <p>3 その他</p> <p>本日決定いただいた事項は、本委員会終了後、市長に報告し、所管課及び指定管理候補者にも通知する。</p> <p>その後、同事項については12月議会（令和3年第4回北本市議会定例会）に指定管理者の指定に関する議案として提出する予定である。</p> <p>なお、仮に議案が否決された場合には、再度、本委員会を開催させていただく可能性があり、その際には、委員の皆様に御協力をお願いすることとなりますので、御了承願う。</p>
事務局	<p>4 閉会</p> <p>以上をもって終了する。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和3年 11月 30日 委員長 吉野一